

松戸市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等への支援を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民等が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者又はその関係者から、犯罪等により再び受ける被害をいう。
- (4) 二次的被害 犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、偏見に基づく又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道関係者による過度な取材及び報道等により受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (5) 市民等 市内に居住、通勤又は通学をしている者及び市内において活動を行う団体をいう。
- (6) 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う者をいう。
- (7) 関係機関等 国、千葉県、警察、公共的団体、犯罪被害者等の支援を行う民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する者をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われるものとする。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を書したり、再被害及び二次的被害を生じさせたりすることのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報 の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われるものとする。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等各々が自分らしい日常生活又は社会生活を営めるよう、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。
- 4 犯罪被害者等の支援は、迅速かつ公正に行われるとともに、犯罪被害者等にとって利用しやすいものとする。
- 5 犯罪被害者等の支援は、市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、関係機関等との適正な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等を支援するための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念に基づき、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めなければならない。

2 市民等は、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念に基づき、犯罪被害者等である従業員がその被害に係る手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(安全の確保)

第8条 市は、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時避難先の確保、防犯に係る指導及び助言並びに犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他必要な措置を行うものとする。

(日常生活等の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪等により日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等に対し、次に掲げる施策を行うものとする。

(1) 犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、一時的な生活資金の助成その他必要な支援を行うこと。

(2) 犯罪等の被害により、家事等を行うことが困難となった場合に、日常生活を営むため、家事に係る支援その他必要な支援を行うこと。

(3) 犯罪等の被害により、従前の住居に居住することが困難となった場合に、居住の安定を図り、又は再被害及び二次的被害を防止するため、市営住宅への入居における特別な配慮及び転居等に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。

(4) 犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況について、事業者の理解を深めるための措置その他必要な支援を行うこと。

(法律相談支援)

第10条 市は、犯罪被害者等が犯罪等の被害（再被害及び二次的被害を含む。以下同じ。）に起因して直面している法律問題の円滑な解決を図るため、犯罪被害者等の支援に精通した弁護士を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(裁判手続に係る旅費等の支給)

第11条 市は、犯罪被害者等が、当該犯罪等の被害に係る刑事訴訟及び民事訴訟に関する手続に適切に関与できるよう、その旅費等に対して必要な支援を行うものとする。

(総合的支援体制の整備)

第12条 市は、関係機関等と連携協力して、犯罪被害者等の支援を円滑に行うことができるよう、総合的な支援体制を整備するものとする。

(市民等及び事業者の理解促進)

第13条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、その生活の平穩に対する配慮の重要性、犯罪被害者等の支援の必要性等について市民等及び事業者の理解を深めるとともに、二次的被害を防止し、犯罪被害者等が地域社会で孤立することがないように、広報及び啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第14条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材の育成のための研修の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体への支援)

第15条 市は、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する者に対して、その活動の促進を図るため、市が実施する犯罪被害者等を支援するための施策に係る情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第16条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(意見等の反映)

第17条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等、犯罪被害者等の支援に関し識見を有する者、市民等、事業者及び関係機関等からの意見、要望等を把握し、施策に反映させるよう努めるものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。